


# 鳴門市里浦小学校照明器具改修工事

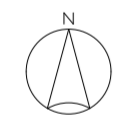
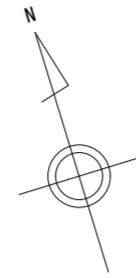
図面リスト		
番号	図面名称	縮尺
E-01	特記仕様書(1)	
E-02	特記仕様書(2)	
E-03	特記仕様書(3)	
E-04	配置図・付近見取図	1/600
E-05	照明器具姿図(1)	
E-06	照明器具姿図(2)	
E-07	校舎1階照明器具撤去図	1/200
E-08	校舎1階照明器具改修図	1/200
E-09	校舎2階照明器具撤去図	1/200
E-10	校舎2階照明器具改修図	1/200
E-11	校舎3階照明器具撤去図	1/200
E-12	校舎3階照明器具改修図	1/200
E-13	校舎R階照明器具撤去図	1/200
E-14	校舎R階照明器具改修図	1/200
E-15	体育館1階照明器具撤去図	1/150
E-16	体育館1階照明器具改修図	1/150
E-17	体育館2階照明器具撤去図	1/150
E-18	体育館2階照明器具改修図	1/150

建築工事特記仕様書		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
Ⅰ. 工事概要	1. 工事名称	鳴門市里浦小学校照明器具改修工事					
	2. 工事場所	鳴門市里浦町里浦					
	3. 建物概要	構造及び階数 北校舎 R C造3階 南校舎 R C造3階 体育館 R C（一部鉄骨）造2階					
	4. 工事項目	1. 電灯設備工事 図示の照明設備をLEDに取り替える工事一式 2. 撤去工事 図示位置の不要となる設備の撤去工事一式					
Ⅱ. 共通仕様書							
章	項目	特記事項					
1. 適用基準等	図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(令和7年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版) また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。 ①建築改修工事監理指針 令和7年度版 ②電気設備工事監理指針 令和7年度版						
	2. 優先順位	設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質疑回答書(2)から(5)に対するもの (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書等					
3. 施工条件	施工条件は次による。 ・工程については、学校及び施設管理者と協議の上決定すること。また、施工の日時については工事箇所ごとに児童のいない時間帯、時期(児童下校後、長期休暇期間、土曜日及び日曜祝祭日)で調整を行うことになるため施設管理者と詳細な協議の上決定して行うものとする。 ・騒音の出る工事は原則として学校休日とするが、学校・監督員と協議すること。また、人員配置及び施工計画を綿密に行い遅滞のないようにつとめること。 ・施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。 ・本工事対象施設は、通学時間帯においては校内及び学校周囲が送迎等で非常に混雑するため、工事関係車両の出入場及び工事用資機材の搬入、搬出には十分注意を払うこと。 ・本工事期間中も施設は使用するので、通路を確保すると共に、工程の協議を行うものとする。 ・施工順序は学校及び施設管理者と協議の上決定すること。 ・屋内運動場等については授業等での利用を制限するため、施工期間が最短となるよう施設管理者と工程を協議・調整のうえ、施工を進めること。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ・工事を行う上で、撤去・移設を要する軽微な障害物の処理で監督員の認めたものは本工事の範囲とし、それによる費用は請負業者負担とする。 ・工事期間については契約工期を遵守するものとし、器具の納期等により工期延伸が必要な場合においても、延伸可能期限は今年度末までとする。 ・社会情勢等により器具の納品が困難な場合は、器具メーカー等が証明する書類を提出すること。						
	4. 工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。 ・訂正時は、適宜とする。 なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には速やかに監督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。					
5. 工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。						
6. 施工計画書等	(1) 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。 (2) 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。						
7. 下請負人の選定	(1) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。 (2) 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中有資格業者と下請契約を締結してはならない。						
	8. 施工体制台帳及び施工体系図	(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。 (2) 施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3) 警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (4) 運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。 (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。					
9. 電気保安技術者等	(1) 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2) 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。						
10. 施工中の安全確保	(1) 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2) 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。 (3) 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 (4) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月3)その他関係法令に従い適切に処理すること。 (5) 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 (6) 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 (7) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 (8) 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (9) 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 (10) 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ(含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 (11) 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。 (12) 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 (13) 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等に安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 (14) 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (15) 仮囲いを設置する場合は、設置後に現場安全再確認シート等(任意様式)を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 (16) 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じる恐れがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで指定された時間に行うこと。 (17) 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。						
11. 交通安全管理	(1) 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 (2) 過積載による違法運行の防止 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある						
12. 発生材の処理等	(1) 発生材の処理等は次により適正に行う。 ① 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 ② 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ)に報告し指示を仰ぐこと。 ③ コンクリート・アスファルト類の搬出先については中間処理施設のみとする。 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 ④ 受注者は、建設副産物が搬出される工事に当たっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 (2) アスベスト ① 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査、あれば監督員の指示に従うこと。 既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。 なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 既存の分析調査結果の貸与 (あり・なし) ② 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。 ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。 ※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録された者をいう。 ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。 ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ③ 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。						

工 事 名 : 鳴門市里浦小学校照明器具改修工事 学 校 名 称 : 鳴門市里浦小学校 図 面 名 称 : 特記仕様書 ( 1 )	 ㈱補償実務一級建築士事務所 (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4 一級建築士 中瀬 史朗 TEL : (088)625-3735 (大臣登録)第369136号 FAX : (088)625-3799	製	図	承	認	図面番号
						E-01

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	Ⅲ.電気設備工事特記仕様書																																																			
						章	項 目	特 記 事 項																																																	
1 一 般 共 通 事 項	13. 材料・製品等	<p>(3) 建設リサイクル法通知済証の揭示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真を提出すること。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>(4) 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。 )及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。 )に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 ①受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。 )において、コンクリート(二次製品を含む。 )、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 ②受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 ③受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。 ④受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 ⑤受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 ⑥受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 ⑦受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	<p>17. 設計変更箇所確認 設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者と共に、書面により確認すること。</p> <p>18. 工事検査及び技術検査 (1) 鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。 (2) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の承諾を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (3) 試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受けて試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>19. 完成図等 (1) 提出書類 ・竣工図(製本2部[A2版×1部、A3版×1部、電子データ1部]) ・工事写真(写真帳2部(・着事前・工事中・竣工)、電子データ1部) ・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部) ・保全に関する資料 (2) 竣工図は関係図面(原図貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF及びDXF形式又はJWW形式をCD-Rに保存する。 (3) 工事写真は着工前、資材、施工状況の順に整理する。 竣工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。 (4) 工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サイ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 工事完成撮影は、専門家に(・よる○よらない)ものとする。 (6) 本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用(手数料等)については請負者の負担とする。</p> <p>受注者は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」に基づき実施することができる。</p> <p>本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。</p> <p>(1) 対象物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。 (2) 付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事・コンクリート躯体工事・屋外付帯工事・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) (3) 付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4) 保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5) その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>20. デジタル工事写真の黒板情報電子化 受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用についてに基づき実施することができる。</p> <p>21. 火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。</p>	区 分	サイ ズ	着工前	カラー、手札版又はサービサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ	<p>1. 技能士 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下「作業」という。 )のうち、各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能士に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設 鉄筋 コンクリート 型枠 鉄骨</td> <td>とび 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 型枠施工 鉄工</td> <td>・ とび作業 ・ 鉄筋組立て作業 ・ コンクリート圧送工事作業 ・ 型枠工事作業 ・ 構造物鉄工作業</td> </tr> <tr> <td>防水</td> <td>防水施工</td> <td>・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ 改質アスファルト防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・ タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・ 大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金 かわらぶき</td> <td>・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金属</td> <td>建築板金</td> <td>・ 内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>建具製作 サッシ施工 ガラス施工</td> <td>・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・ 建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td>内装</td> <td>内装仕上げ施工</td> <td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>表装</td> <td>表装</td> <td>・ 表具作業 ・ 壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・ 建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>植栽</td> <td>造園</td> <td>・ 造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調と機器施</td> <td>・ 冷凍空調と機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。</p>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設 鉄筋 コンクリート 型枠 鉄骨	とび 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 型枠施工 鉄工	・ とび作業 ・ 鉄筋組立て作業 ・ コンクリート圧送工事作業 ・ 型枠工事作業 ・ 構造物鉄工作業	防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ 改質アスファルト防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・ タイル張り作業	木	建築大工	・ 大工工事作業	屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業	金属	建築板金	・ 内外装板金作業	左官	左官	・ 左官作業	建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業	塗装	塗装	・ 建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業	表装	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業	配管	配管	・ 建築配管作業	植栽	造園	・ 造園工事作業	機械設備	冷凍空調と機器施	・ 冷凍空調と機器施工作業
		区 分	サイ ズ																																																						
着工前	カラー、手札版又はサービサイズ																																																								
工事中	カラー、手札版又はサービサイズ																																																								
竣 工	カラー、手札版又はサービサイズ																																																								
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																							
仮設 鉄筋 コンクリート 型枠 鉄骨	とび 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 型枠施工 鉄工	・ とび作業 ・ 鉄筋組立て作業 ・ コンクリート圧送工事作業 ・ 型枠工事作業 ・ 構造物鉄工作業																																																							
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ 改質アスファルト防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																							
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業																																																							
木	建築大工	・ 大工工事作業																																																							
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業																																																							
金属	建築板金	・ 内外装板金作業																																																							
左官	左官	・ 左官作業																																																							
建具	建具製作 サッシ施工 ガラス施工	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 ・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業																																																							
塗装	塗装	・ 建築塗装作業																																																							
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業																																																							
表装	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業																																																							
配管	配管	・ 建築配管作業																																																							
植栽	造園	・ 造園工事作業																																																							
機械設備	冷凍空調と機器施	・ 冷凍空調と機器施工作業																																																							
1 一 般 共 通 事 項	14. 化学物質を発生する建築材料等	<p>(1) 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。 (2) 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の建築材料等評価名簿(最新版)「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。 (3) 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>	<p>22. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除 (1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。 )を受けた場合(2)に規定する場合は、下請人から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、(2)に規定する場合は、下請人から報告があったときには、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。 (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。 )第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>	<p>2. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	15. 施工調査	<p>(1) 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤をを満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 ②保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 ③接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 ④塗料(塗床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 ⑤①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>機 材 名 ・ 注 記</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>LED 照明器具</td> <td>一般屋内用に限る</td> </tr> <tr> <td>盤類</td> <td>分電盤 (OA盤・実験盤を含む)、制御盤 キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ (CW形、PW形)</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	機 材 名 ・ 注 記	LED 照明器具	一般屋内用に限る	盤類	分電盤 (OA盤・実験盤を含む)、制御盤 キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ (CW形、PW形)																																															
		品 名	機 材 名 ・ 注 記																																																						
LED 照明器具	一般屋内用に限る																																																								
盤類	分電盤 (OA盤・実験盤を含む)、制御盤 キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ (CW形、PW形)																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>23. 事故報告書 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、「事故報告書」(自由様式)を監督員に提出すること。</p> <p>24. 官公庁その他への届出手続等 (1) 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事を含む。 官公署その他への届出手続等は(標仕&lt;1&gt; 1.1.3)により行う。なお、監理指針&lt;1&gt; 1.1.3を参考とする。 ・ 自家用電気工作物の保安規程 (・ 本工事に関し定める ○ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)) ・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。 ・ 本受電後引渡までの基本料金(・ 本工事 ○ 別途 ) (2) 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、予め監督員に報告する。 (3) 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。</p>	<p>4. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>4. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>4. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>4. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>4. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>4. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>4. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>4. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。 (2) 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は教育総務課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。 (3) 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。 (4) 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 (5) 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。 (6) 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 (7) 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p>	<p>3. 機材の品質等 (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ④製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑤販売、保守等の営業体制を整えていること。</p>	<p>4. 養生等 (1) 本工事の施工により既成部分の汚損又は損傷した場合は、既成にならぬ補修する。 (2) 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置をとること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>備品等名称</th> <th>楽器、放送機器、美術製作品等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意事項</td> <td>備品等に養生シートをかける</td> </tr> </tbody> </table>	備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等	注意事項	備品等に養生シートをかける																																																	
		備品等名称	楽器、放送機器、美術製作品等																																																						
注意事項	備品等に養生シートをかける																																																								
1 一 般 共 通 事 項	16. 施工	<p>(1) 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不</p>																																																							

II. 電気設備工事特記仕様書		章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
2 共 通 工 事 ・ 関 連 工 事	1. あと施工アンカー	3 電 灯 設 備	1. LED照明器具	LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。			
			2. 照明器具の照度測定	一般照明及び非常用照明の照度測定を行うこと。			
			3. 蛍光灯電球等	蛍光灯電球並びに屋内運動場にある高天井照明については全て再利用可能な状態で取り外し、監督員の指示する場所へ運搬、保管する。 照明器具本体については前述の高天井照明以外は廃棄処分とする。			
			4. 試験	(1)試験項目は、標仕<2>2.18.2による行う。なお、監理指針<2>2.18.2を参考とする。 (2)照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。 (3)照度測定及び絶縁抵抗測定は施工前と施工後に行うものとする。 (4)照度基準は（・JIS Z 9110-2010（ <input checked="" type="radio"/> 学校環境衛生基準）による。 なお、照度計は一般照明の場合は一般型A級照度計以上を、非常用の場合は一般型A A級照度計以上の精度を有するものとし、測定箇所及び回数は監督員との協議による。			
	2. 非破壊検査		(1)はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。 (2)施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。				
	3. 仮設工事		(1)工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。 ・既存電力利用（ <input checked="" type="radio"/> 出来る ・出来ない）、電力料金（ <input checked="" type="radio"/> 有償 ・無償） ・既存用水利用（ <input checked="" type="radio"/> 出来る ・出来ない）、用水料金（ <input checked="" type="radio"/> 有償 ・無償） (2)工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。 ・同用地は、（ <input type="radio"/> 図示の場所に <input checked="" type="radio"/> 用意していないので業者にて）設けること。 ・同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。 (3)足場その他 足場及び作業構台の類を （ <input checked="" type="radio"/> 本工事で設置する ・関連工事が定置するものを無償で使用できる）。 ・内部足場（種類：脚立足場） ・ローリングタワー（種類：3段～5段） 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格及び認定基準（以下「規格等」という）を使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準				
4. 天井改修工事	下地材等を含め撤去する場合は、床及びその天井に取り合う壁に損傷を与えないよう養生を行う。 また、必要に応じて集じん装置付き機器を使用する。なお、既存の下地材（下地張りボードを含む。）に新規に仕上材等を設ける場合は、監督職員と協議のうえ下地の不陸調整を行う。 (1)工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 (2)下地材等を含め撤去する場合は、床及びその天井に取り合う壁に損傷を与えないよう養生を行う。 (3)既存天井を撤去中に、7ｽﾞｽﾄ含有吹付け材が発見された場合は、直ちに監督職員と協議する。 (4)設備開口補強については、施工に必要なものは図面への記入箇所の多少に関わらず全て本工事に含むものとする。						
5. 軽量鉄骨天井下地	(1)JIS A 6517の規格品とする。 (2)野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕6.6.1による。 (3)既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用する。						
6. その他共通事項	(1)配線工事 ・薄鋼電線管(19,25,…)は、表示されているものと同一外径のねじなし電線管(E19,E25,…)を使用してもよい。 ・高圧ケーブルの種類(EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル)は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。 ・分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。 ・PF管を使用する場合は(タイプ-25)一重管とする。 ・既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴あけは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 ・防火区画を貫通する配管は鋼製とし、耐火パテ等を使用の上建築基準法並びに消防法に適合する防火処理を行うものとする。 (2)塗装工事 ・機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。 ・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。 (3)配線器具 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、新金属製とする。 (4)支持金物等 屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。 (5)その他 ・改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。						

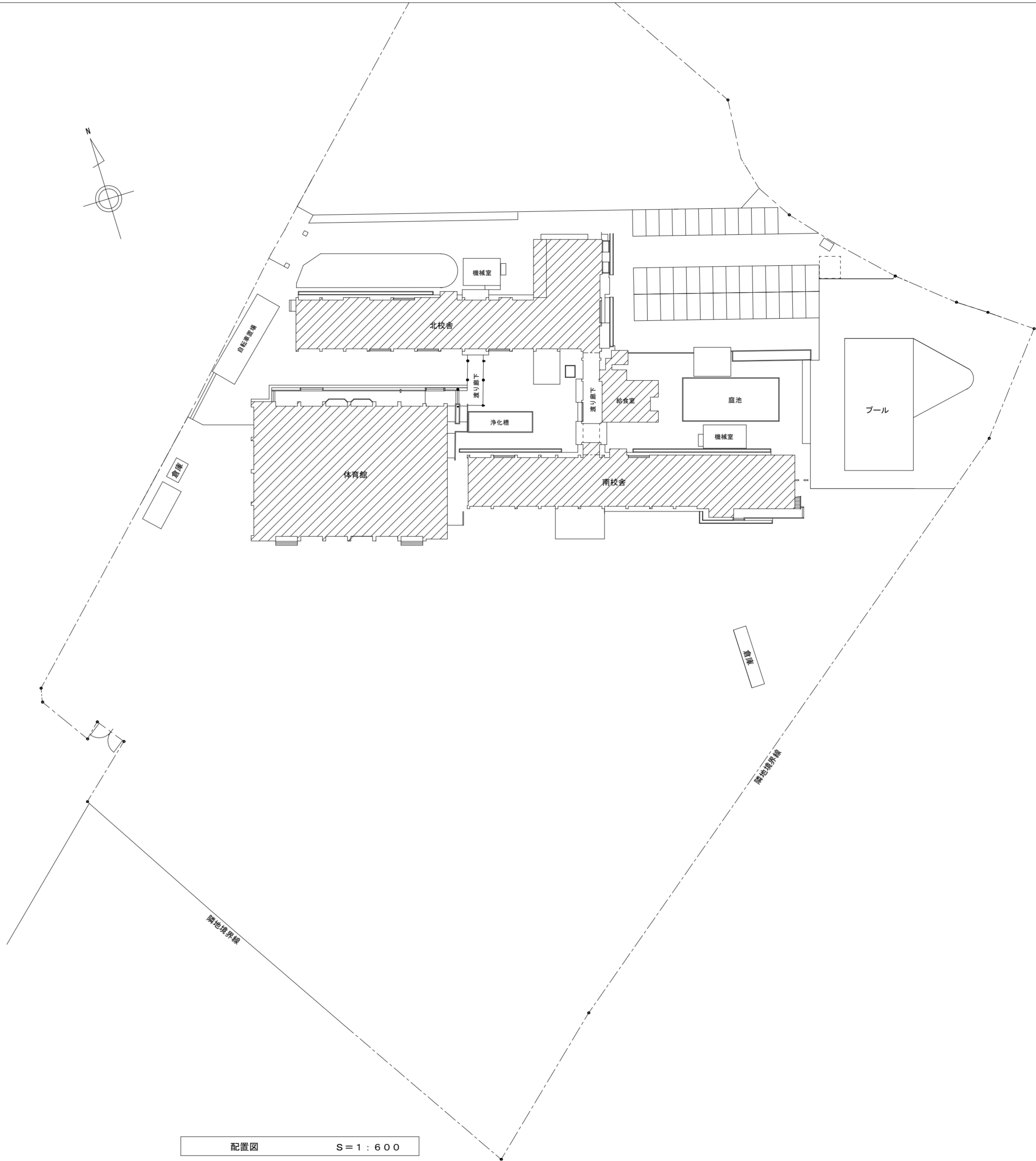


案内図



出典：国土地理院ウェブサイト  
「標準地図データ」（国土地理院）を基に作成

今回の工事範囲を示す



配置図 S=1:600

工事名：鳴門市里浦小学校照明器具改修工事	学校名称：鳴門市里浦小学校 図面名称：配置図・付近見取図
----------------------	---------------------------------

	㈱補償実務一級建築士事務所 (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4 一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735 (大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799		製図	承認	図面番号
					E-04

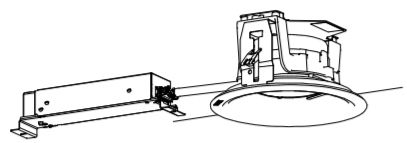

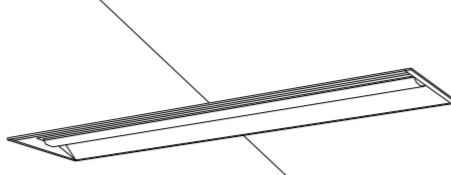
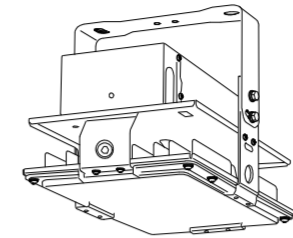
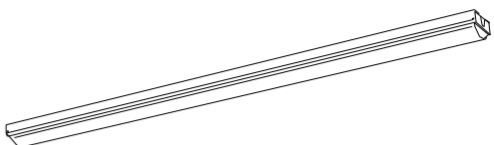

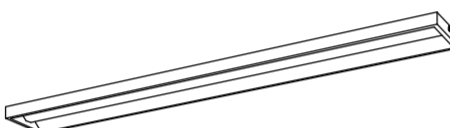
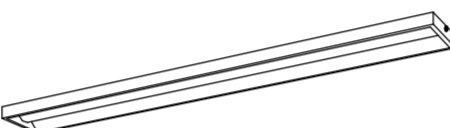
照明器具姿図									
直付型20形 逆富士型 W150		直付型20形 逆富士型 W150 防湿型・防雨型		非常用照明器具直付型20形 逆富士型 W150 防湿型・防雨型		直付型40形 逆富士型		直付型40形 逆富士型	
A15/A30	一般タイプ 1600lmタイプ LSS9-2-15/30 (公共施設用照明器具型番)	A14WP	一般タイプ 1400lmタイプ LSS9MP/RP-2-14 (公共施設用照明器具型番)	A16EWP	電池内蔵形30分間タイプ 1600lmタイプ 昼光色	B23/B30 B37/B48 B65	一般タイプ 2300lm/3000lm/3700lm/4800lmタイプ 6500lmタイプ LSS9-4-23/30/37/48/65 (公共施設用照明器具型番)	B65P	一般タイプ 6500lmタイプ ワン型パイプ吊具付 LSS9-4-65 (公共施設用照明器具型番)
直付型40形 逆富士型		埋込型40形 下面解放型 W300		直付型40形 黒板灯		直付型40形 黒板灯		ブラケットライト	
B30G	一般タイプ 3000lmタイプ ガード金具付 LSS9-4-30 (公共施設用照明器具型番)	C65	一般タイプ 6500lmタイプ LRS20-4-65 (公共施設用照明器具型番)	D62	一般タイプ 6200lmタイプ LSS13-4-62 (公共施設用照明器具型番)	D62P	一般タイプ 6200lmタイプ ワン型パイプ吊具付 LSS13-4-62 (公共施設用照明器具型番)	E	電球色(3000K) Ra83以上 3800lmクラス 専用リモコン付
埋込型スクエア形 乳白パネル		ダウンライト		埋込型スクエア形 下面格子型		直付型40形 コーナーライト			
F	450□ FHP32形×3灯タイプ(4500lm程度) LRS9-4-45 (公共施設用照明器具型番)	G	φ100、LED60形 LRS1-05 (公共施設用照明器具型番)	H	450□ FHP32形×3灯相当タイプ 昼白色(5000K) Ra83以上 6000lmクラス	132	一般タイプ 3200lmタイプ 昼白色(5000K) Ra83以上	J58	一般タイプ 5800lmタイプ LRS8-4-58 (公共施設用照明器具型番)
直付型40形 トラフ型 防湿型・防雨型		直付型40形 逆富士型 W150		多目的ブラケット灯		LEDウォールライト 20形		LEDスポットライト 100形	
K23G	一般タイプ 3000lmタイプ ガード金具共 LSS1MP/RP-4-30 (公共施設用照明器具型番)	L	一般タイプ 10000lmタイプ 昼白色(5000K) Ra83以上	M15/M20	15形/20形直管蛍光灯1灯器具相当 プルススイッチ付 M15: 昼白色(5000K) Ra83以上 840lmクラス M20: 昼白色(5000K) Ra83以上 1100lmクラス	N13	Hf16形高出力器具相当 LBF3MP/RP-2-13 (公共施設用照明器具型番)	0	J12V75形(50W) 灯器具相当 電球色(3000K) Ra83以上 拡散タイプ 1200lmクラス

工事名：鳴門市里浦小学校照明器具改修工事

学校名称：鳴門市里浦小学校  
図面名称：照明器具姿図(1)

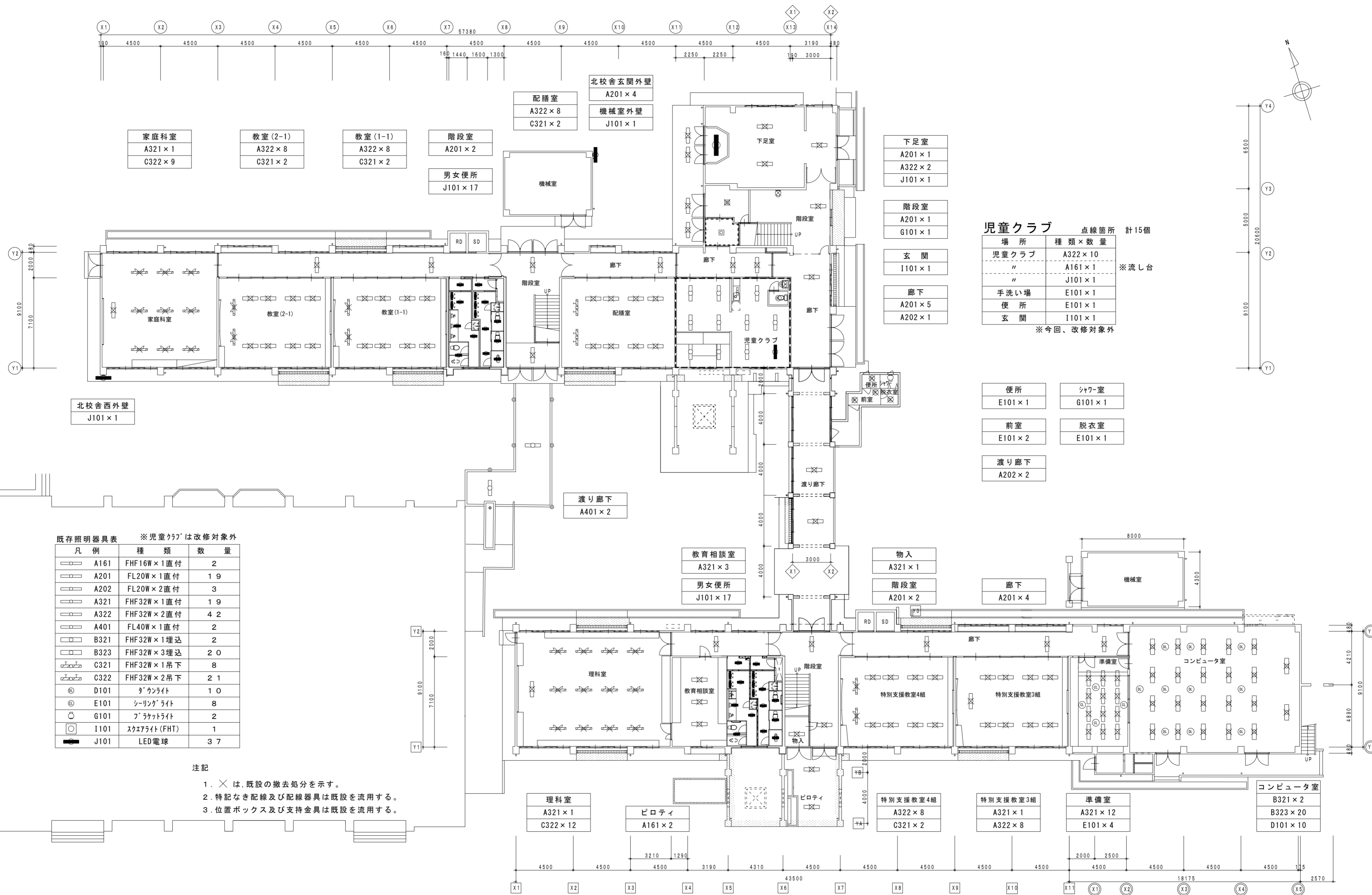
	<b>㈱補償実務一級建築士事務所</b> (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4 一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735 (大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799		製	図	承	認	図面番号
							E-05

照明器具姿図

軒下用ダウンライト		LEDポーチライト		埋込型40形 下面解放型 W300		LED高天井用照明器具		直付型40形 トラフ型	
									
		電圧100Vタイプ 消費電力7.1W 144lm-消費効率 76lm/W 光源寿命40000時間 (光束維持率70%)		定格出力型、電圧100~242V共用タイプ 消費電力56W 144lm-消費効率 172.8lm/W 光源寿命40000時間 (光束維持率85%)		専用ダクト 設定用1台 		※調光配線が不要であること。 ※専用リモコンやタブレット等を用いて個別又はグループ設定が可能でON・OFF操作、照度設定、変更ができるようになっていること。 ※落下防止ワイヤー及び側面ガードはメーカーの施工要領に従い、本体及び既存構造体に堅固に取付けること。	
P	埋込穴φ150 防雨型 LED100形 (FDL27形器具相当程度) LRS1RP-08 (公共施設用照明器具型番)	Q	壁直付型・防雨型・センサ無・星白色・白熱電灯60形1灯器具相当 星白色 (5000K) Ra83以上 540lmクラス	R	一般タイプ 10000lmタイプ 星白色 (5000K) Ra83以上	S	マルチハロゲン灯400形器具相当 側面・下面ガード金具・落下防止ワイヤー共 無線調光機能付 LSR2W-200 (公共施設用照明器具型番) 相当	T30/T65	一般タイプ 3000lmタイプ/6500lmタイプ LSS1-4-30/65 (公共施設用照明器具型番)
直付型 スリムベース		直付型40形 スリムベース							
									
		定格出力型、電圧100~242V共用タイプ 消費電力56W 144lm-消費効率 172.8lm/W 光源寿命40000時間 (光束維持率85%)							
U65	一般タイプ 6500lmタイプ LSS6-4-65 (公共施設用照明器具型番)	V	一般タイプ 10000lmタイプ 星白色 (5000K) Ra83以上						

工事名：鳴門市里浦小学校照明器具改修工事  
 学校名称：鳴門市里浦小学校  
 図面名称：照明器具姿図(2)

	(株)補償実務一級建築士事務所 (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4 一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735 (大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799		製 図	承 認	図面番号
					E-06



**児童クラブ** 点線箇所 計15個

場所	種類×数量	※流し台
児童クラブ	A322×10	
"	A161×1	
"	J101×1	
手洗い場	E101×1	
便所	E101×1	
玄関	I101×1	

※今回、改修対象外

既存照明器具表 ※児童クラブは改修対象外

凡例	種類	数量
	A161 FHF16W×1直付	2
	A201 FL20W×1直付	19
	A202 FL20W×2直付	3
	A321 FHF32W×1直付	19
	A322 FHF32W×2直付	42
	A401 FL40W×1直付	2
	B321 FHF32W×1埋込	2
	B323 FHF32W×3埋込	20
	C321 FHF32W×1吊下	8
	C322 FHF32W×2吊下	21
	D101 タウンライト	10
	E101 シーリングライト	8
	G101 フラットライト	2
	I101 スクエアライト(FHT)	1
	J101 LED電球	37

注記

1. × は、既設の撤去処分を示す。
2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

1階平面図(撤去図) S=1/200

工事名：鳴門市里浦小学校照明器具改修工事

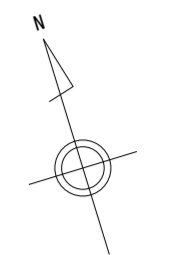
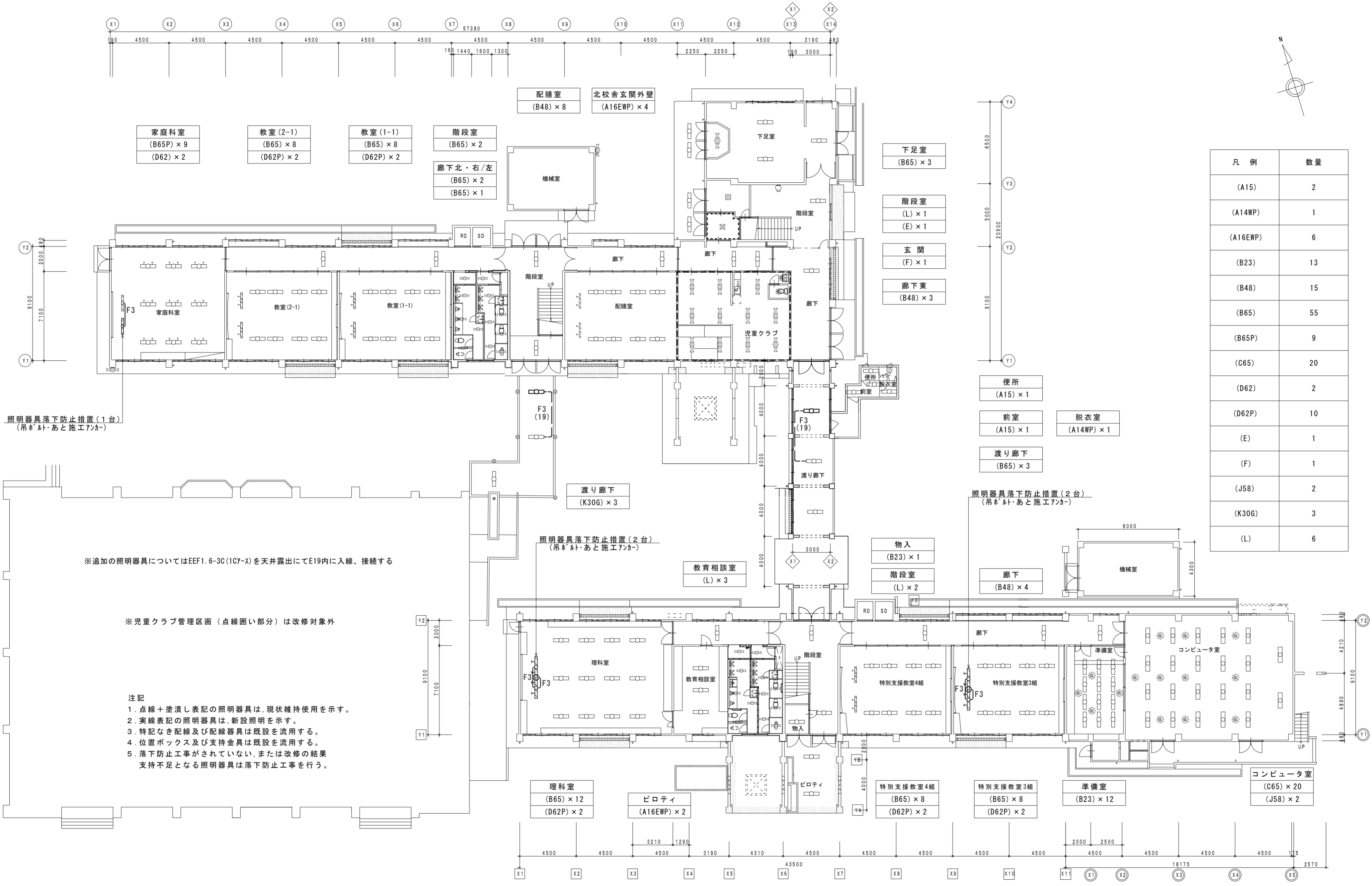
学校名称：鳴門市里浦小学校  
図面名称：校舎1階照明器具撤去図



㈱補償実務一級建築士事務所  
(徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4  
一級建築士 中瀬 史朗 TEL: (088)625-3735  
(大臣登録)第369136号 FAX: (088)625-3799

製図 承認 図面番号

E-07



凡例	数量
(A15)	2
(A14WP)	1
(A16EWP)	6
(B23)	13
(B48)	15
(B65)	55
(B65P)	9
(C65)	20
(D62)	2
(D62P)	10
(E)	1
(F)	1
(J58)	2
(K30G)	3
(L)	6

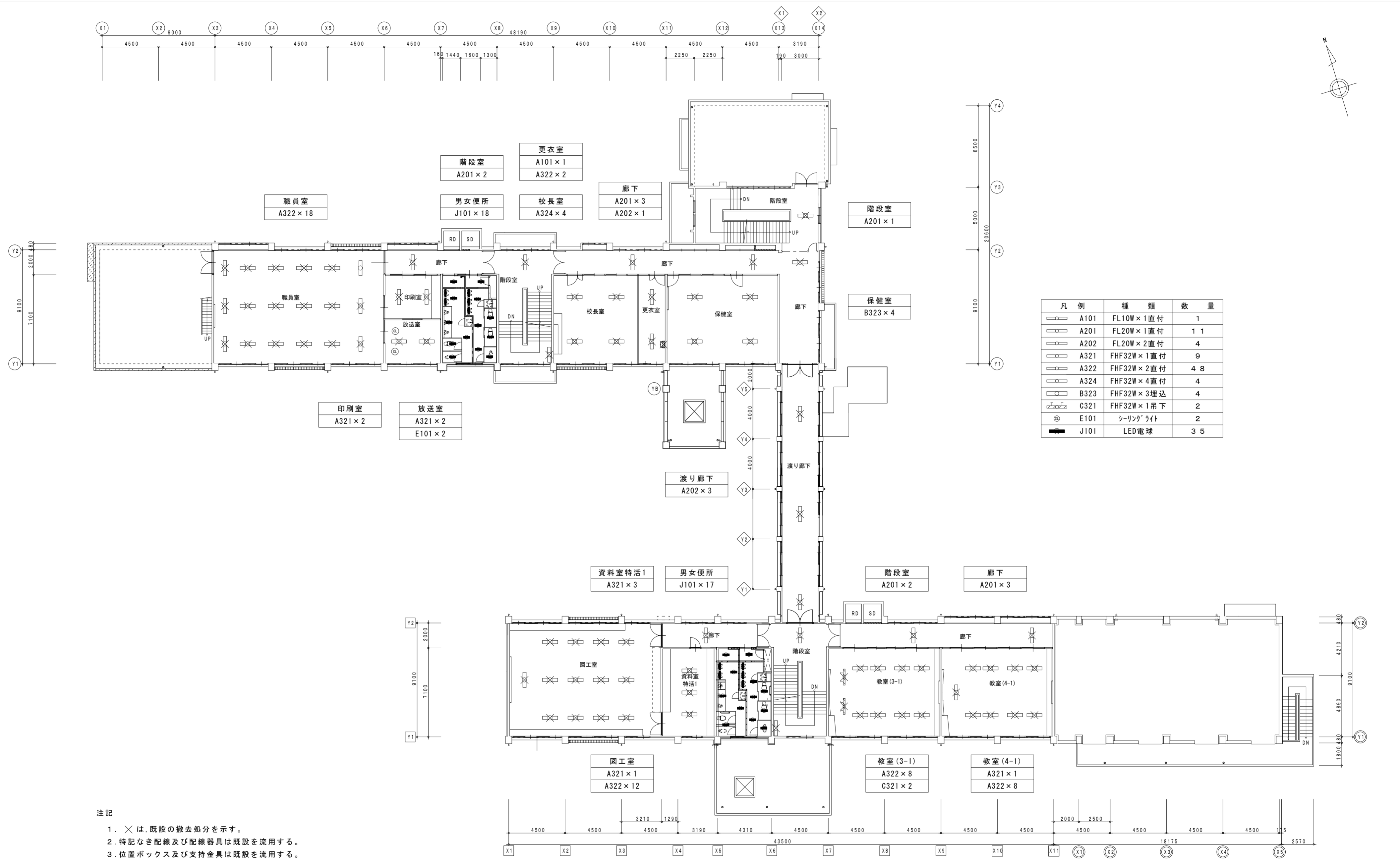
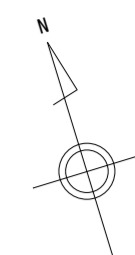
照明器具落下防止措置(1台)  
(吊ネット・あと施工アンカー)

※追加の照明器具についてはEEF1.6-3C(1C7-ス)を天井露出にてE19内に入線、接続する

※児童クラブ管理区画(点線囲い部分)は改修対象外

- 注記
1. 点線 + 塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工を行う。

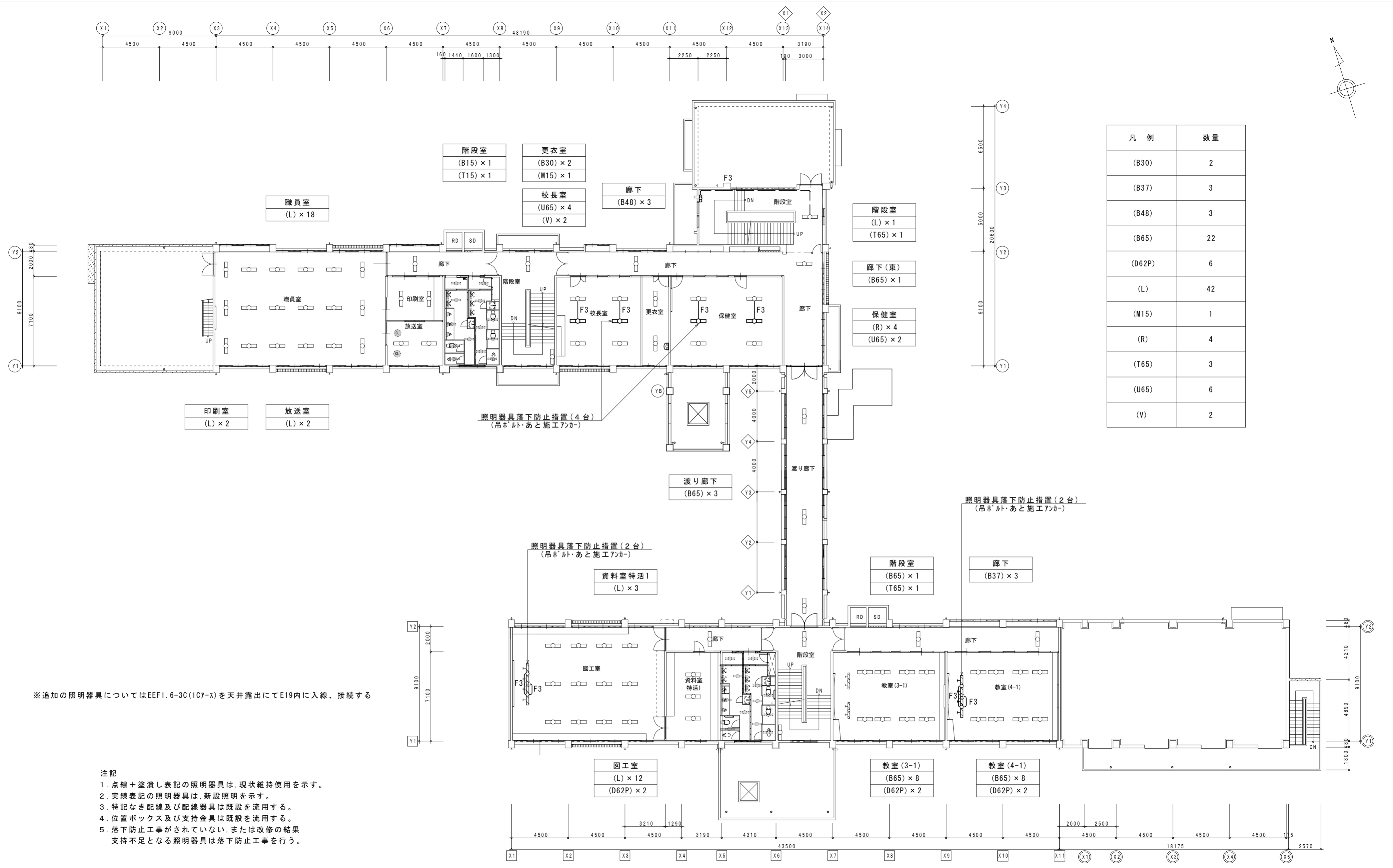
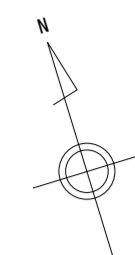
1階平面図(改修図) S=1/200



凡例	種類	数量
	A101 FL10W×1直付	1
	A201 FL20W×1直付	11
	A202 FL20W×2直付	4
	A321 FHF32W×1直付	9
	A322 FHF32W×2直付	48
	A324 FHF32W×4直付	4
	B323 FHF32W×3埋込	4
	C321 FHF32W×1吊下	2
	E101 シーリングライト	2
	J101 LED電球	35

- 注記
1. × は、既設の撤去処分を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

2階平面図(撤去図) S=1/200

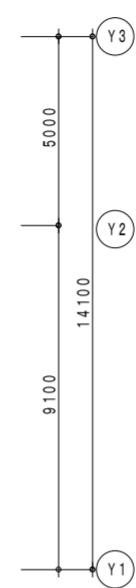
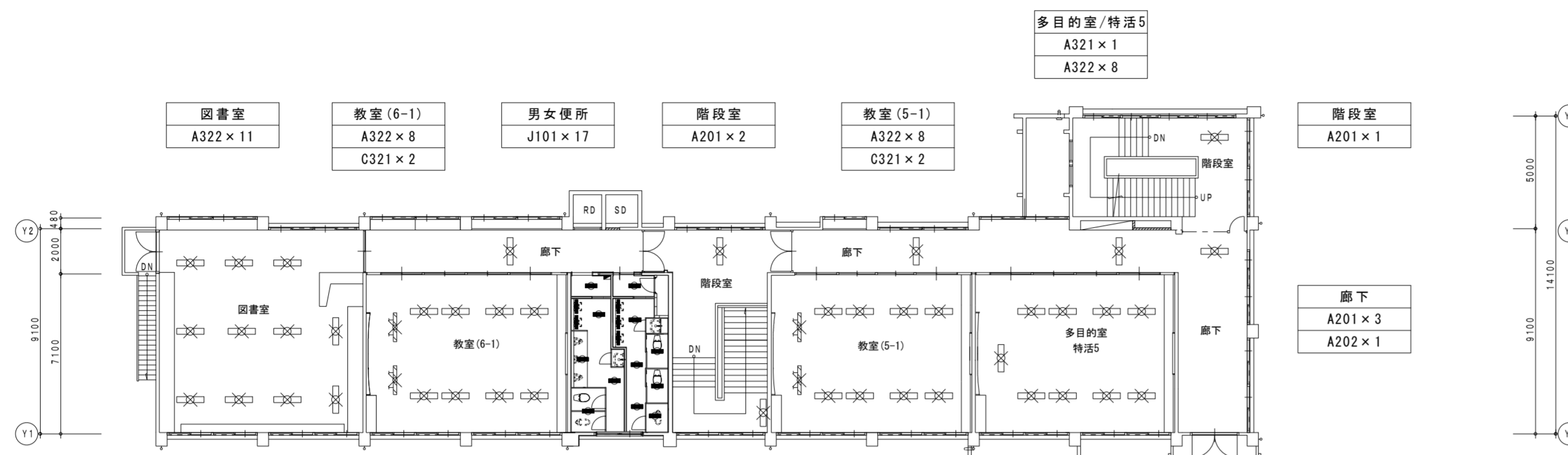
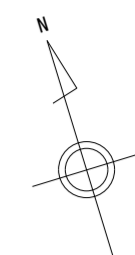
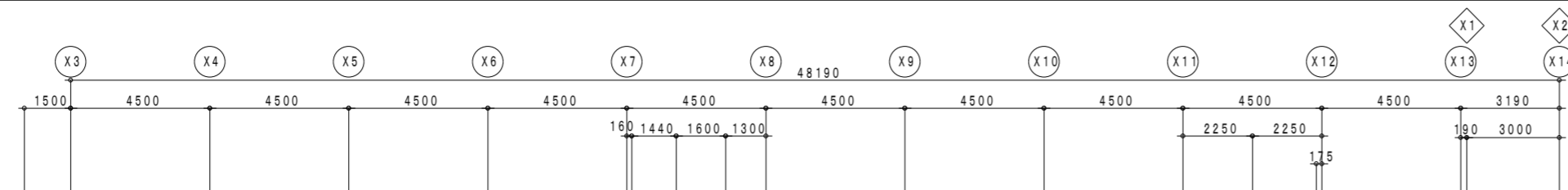


凡例	数量
(B30)	2
(B37)	3
(B48)	3
(B65)	22
(D62P)	6
(L)	42
(M15)	1
(R)	4
(T65)	3
(U65)	6
(V)	2

※追加の照明器具についてはEEF1.6-3C(107-x)を天井露出にてE19内に入線、接続する

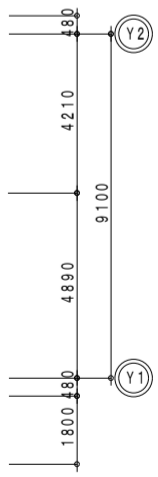
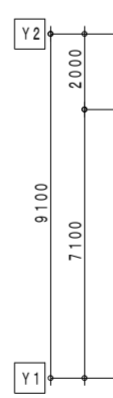
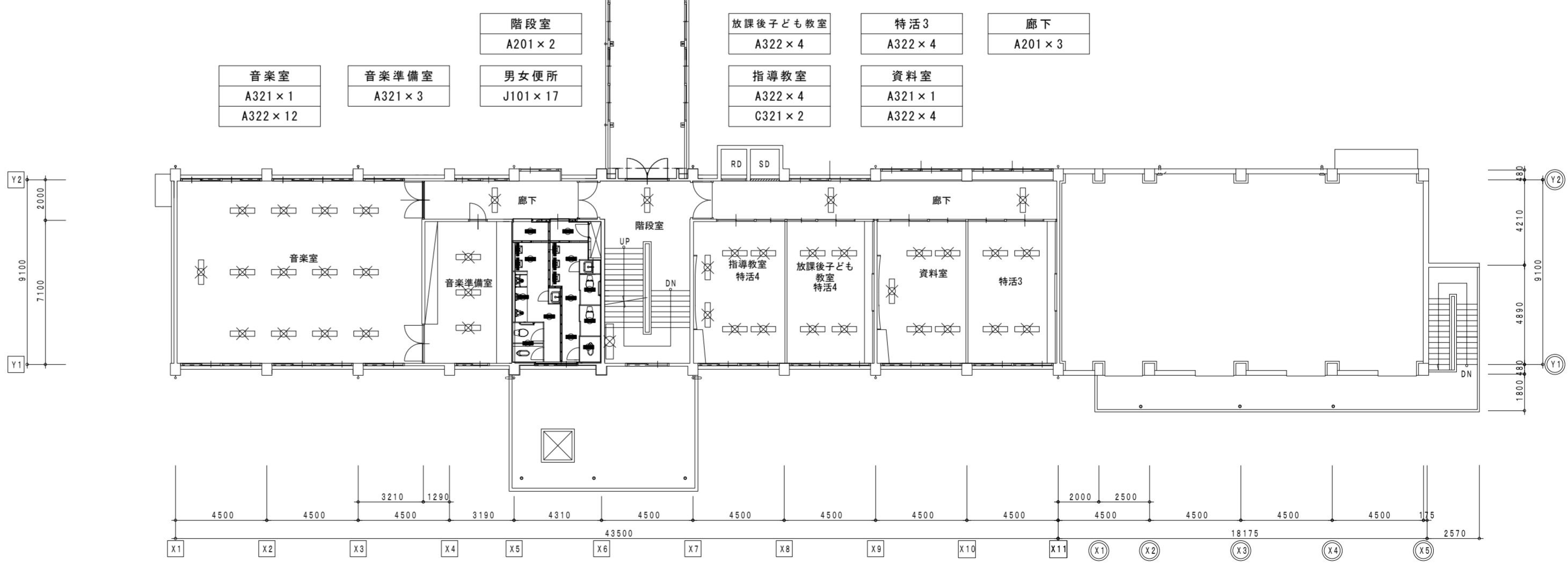
- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。

2階平面図(改修図) S=1/200



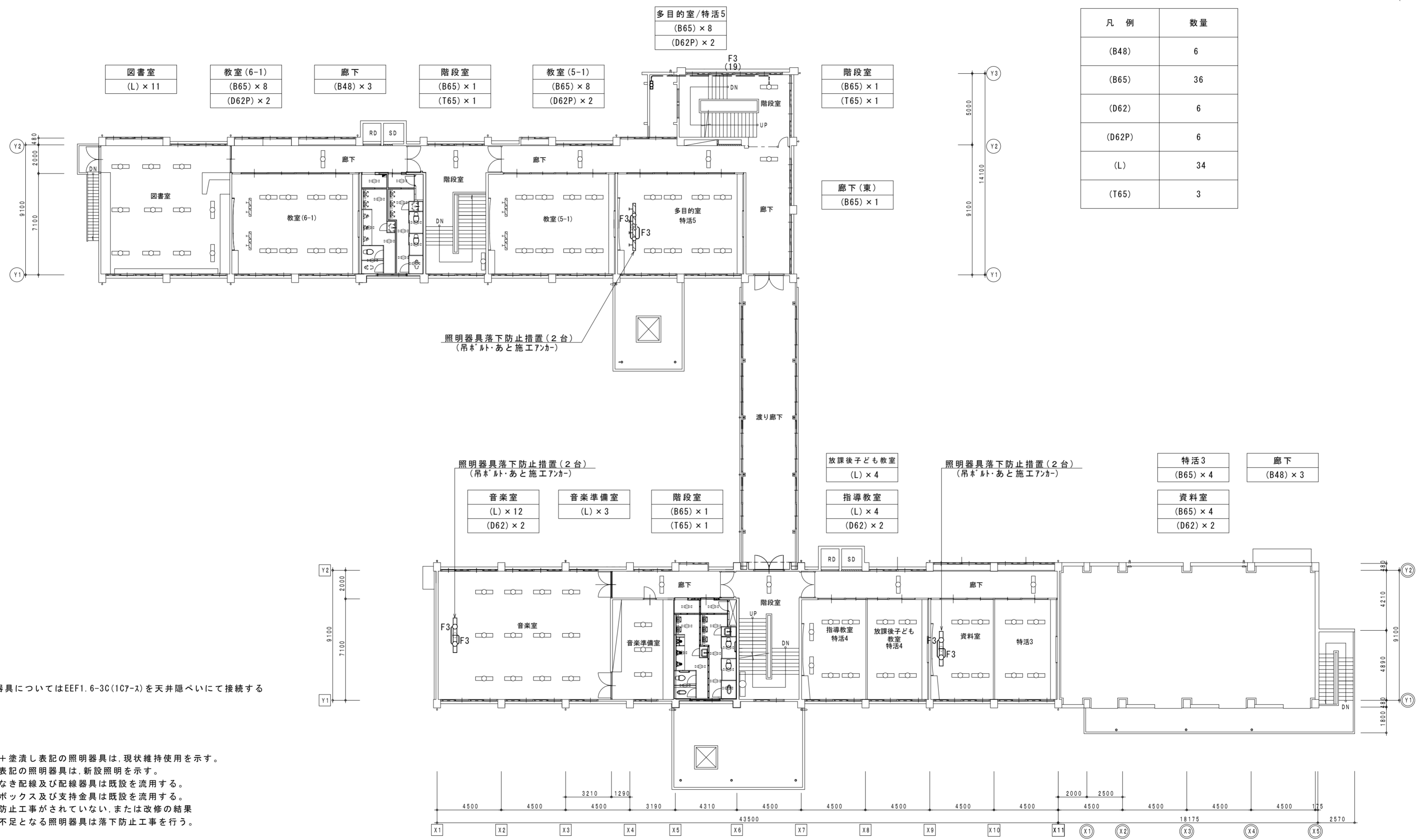
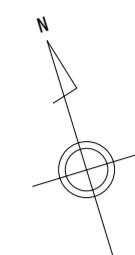
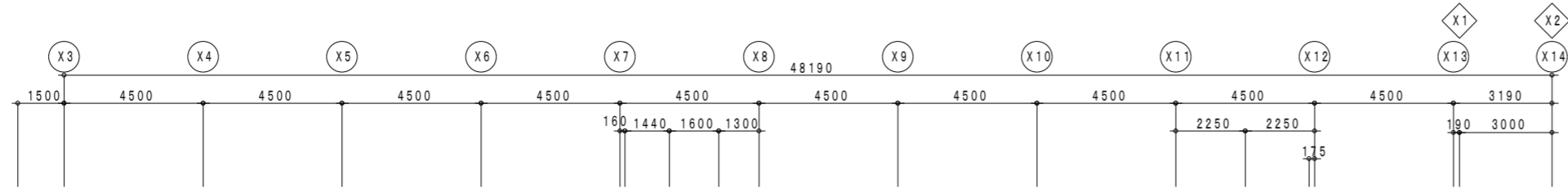
既存照明器具表

凡例	種類	数量
	A201 FL20W×1直付	1 1
	A202 FL20W×2直付	1
	A321 FHF32W×1直付	6
	A322 FHF32W×2直付	6 3
	C321 FHF32W×1吊下	6
	J101 LED電球	3 4



3階平面図(撤去図) S=1/200

- 注記
1. × は、既設の撤去処分を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

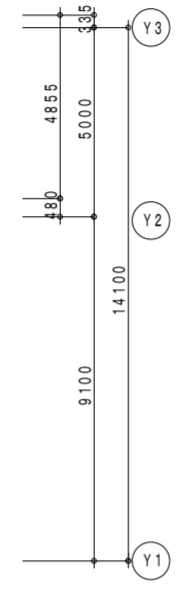
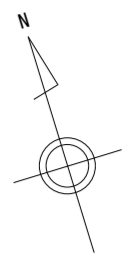
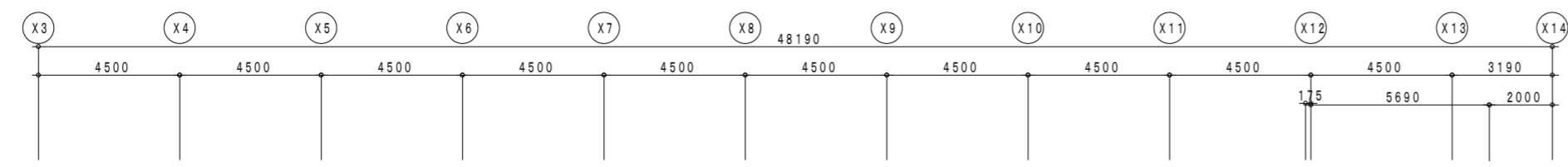


凡例	数量
(B48)	6
(B65)	36
(D62)	6
(D62P)	6
(L)	34
(T65)	3

※追加の照明器具についてはEEF1.6-3C(107-ス)を天井隠ぺいにて接続する

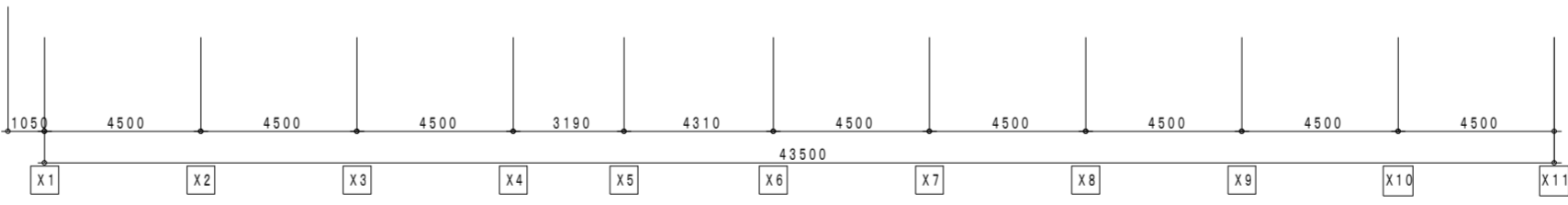
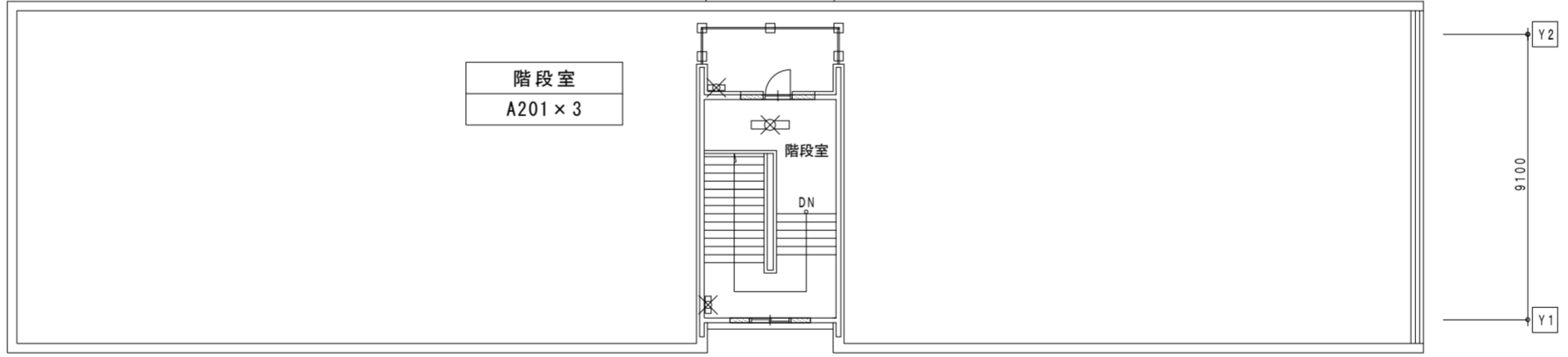
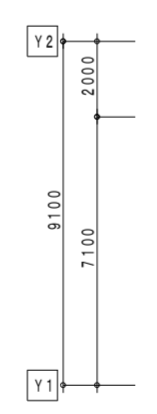
- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工を行う。

3階平面図(改修図) S=1/200



既存照明器具表

凡例	種類	数量
	A201 FL20W x 1直付	4
	G101 フラケイト	1



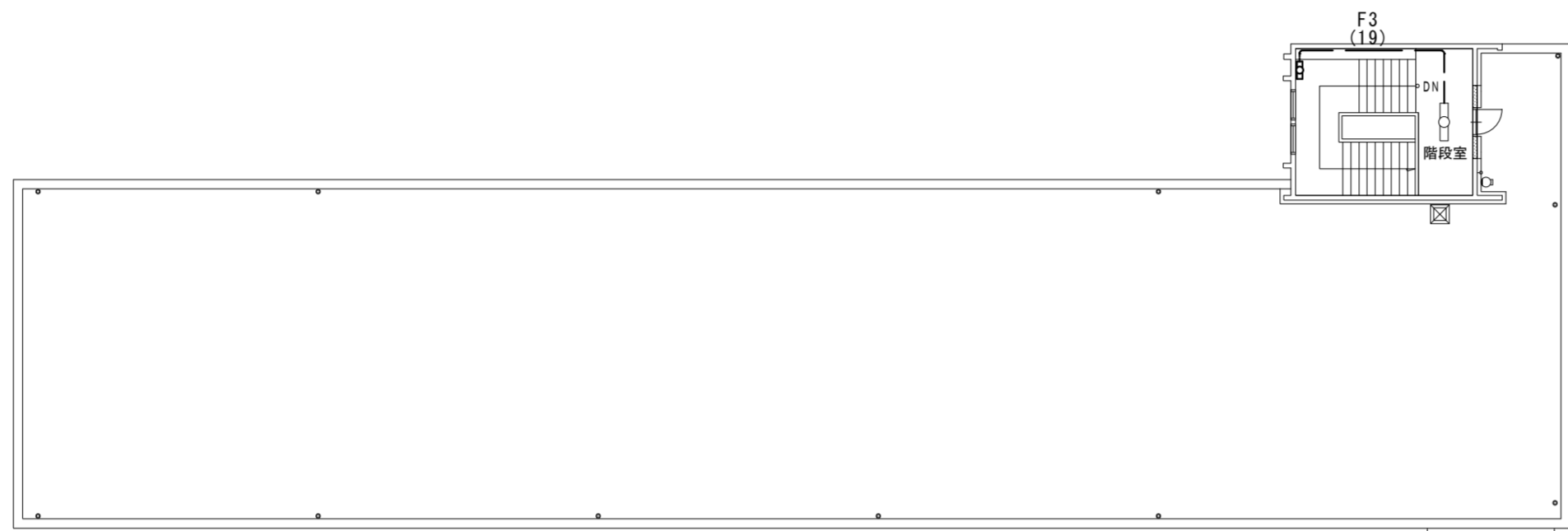
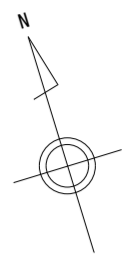
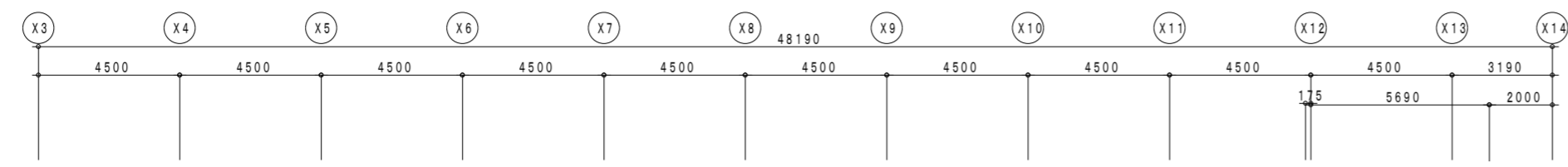
- 注記
1. × は、既設の撤去処分を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

R階平面図(撤去図) S=1/200

学校名称：鳴門市里浦小学校  
 工事名：鳴門市里浦小学校照明器具改修工事  
 図面名称：校舎R階照明器具撤去図

㈱補償実務一級建築士事務所  
 (徳島県知事登録)第21066号 徳島市昭和町2丁目7-4  
 一級建築士 中瀬 史朗 TEL : (088)625-3735  
 (大臣登録)第369136号 FAX : (088)625-3799

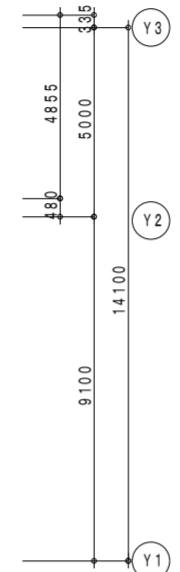
製図 承認 図面番号  
 E-13



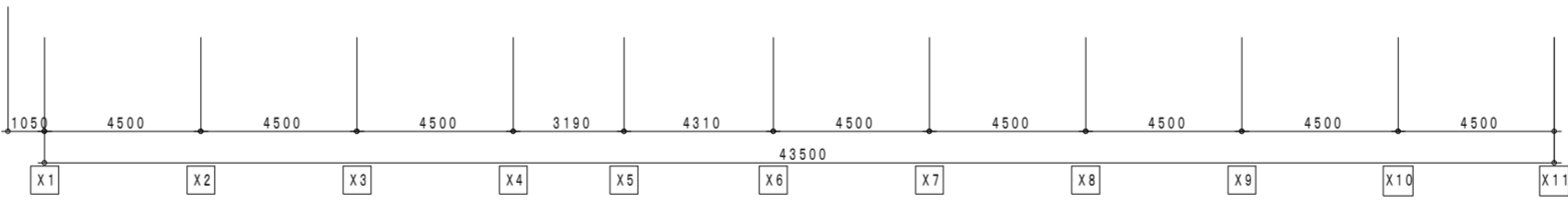
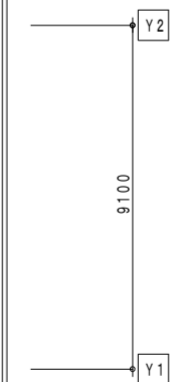
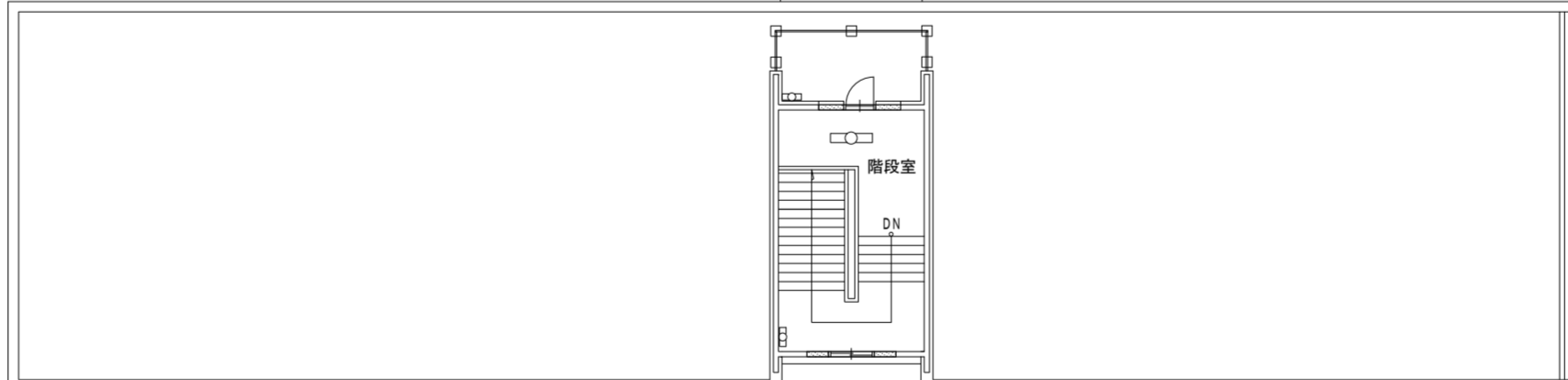
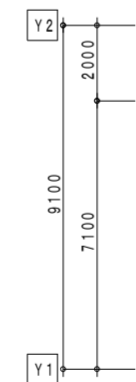
出入口外壁  
(N13) × 1

階段室  
(B65) × 1  
(T30) × 1

階段室  
(B65) × 1  
(T30) × 1  
(N13) × 1



凡例	数量
(B65)	2
(T30)	2
(N13)	2



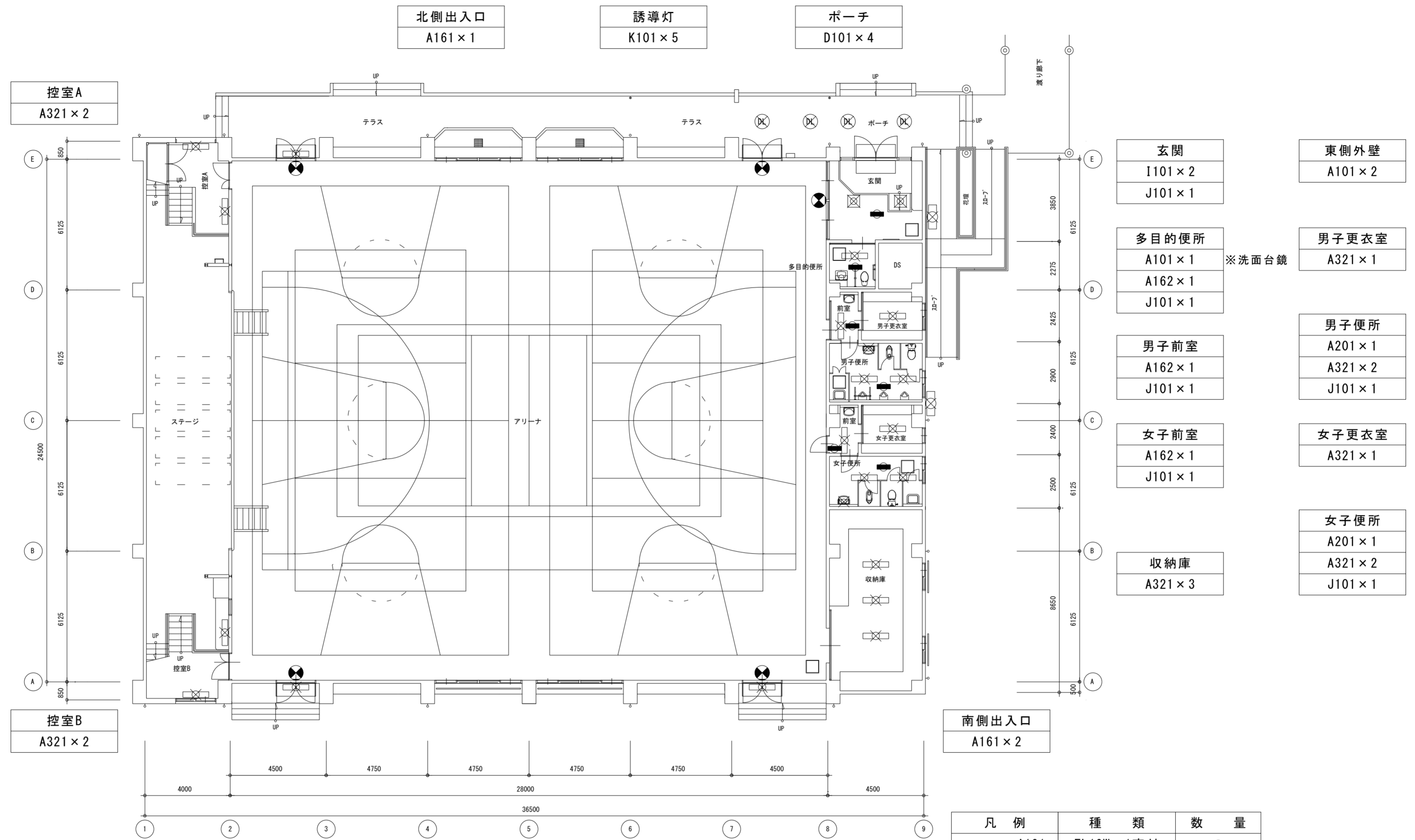
- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。

※追加の照明器具についてはEEF1.6-3C(1C7-λ)を天井露出にてE19内に入線、接続する

R階平面図(改修図) S=1/200

工事名：鳴門市里浦小学校照明器具改修工事	学校名称：鳴門市里浦小学校 図面名称：校舎R階照明器具改修図
----------------------	-----------------------------------

	㈱補償実務一級建築士事務所 (徳島県知事登録)第21066号 一級建築士 中瀬 史朗 (大臣登録)第369136号	徳島市昭和町2丁目7-4 TEL : (088)625-3735 FAX : (088)625-3799	製図	承認	図面番号
					E-14

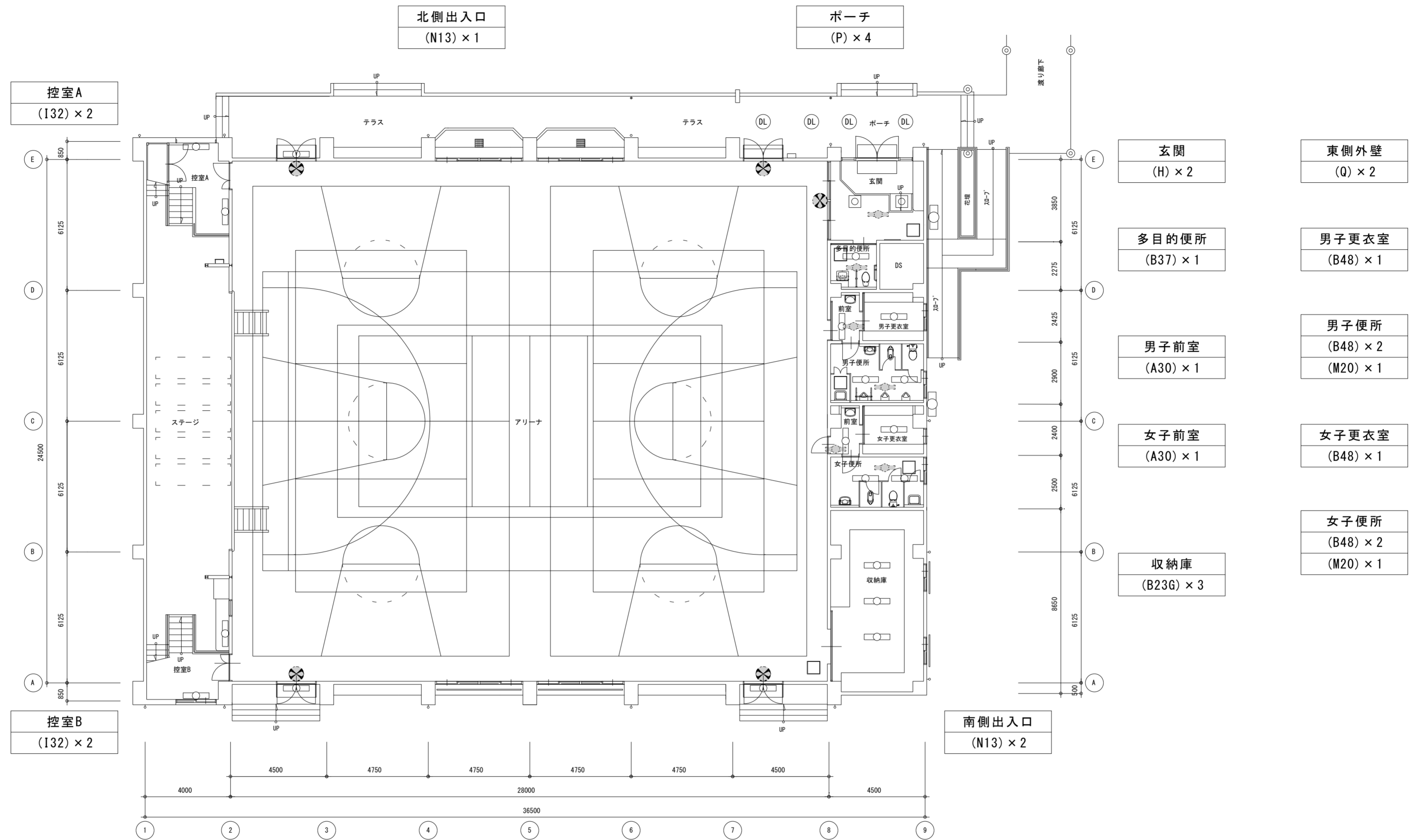


1階平面図(撤去図) S=1/150

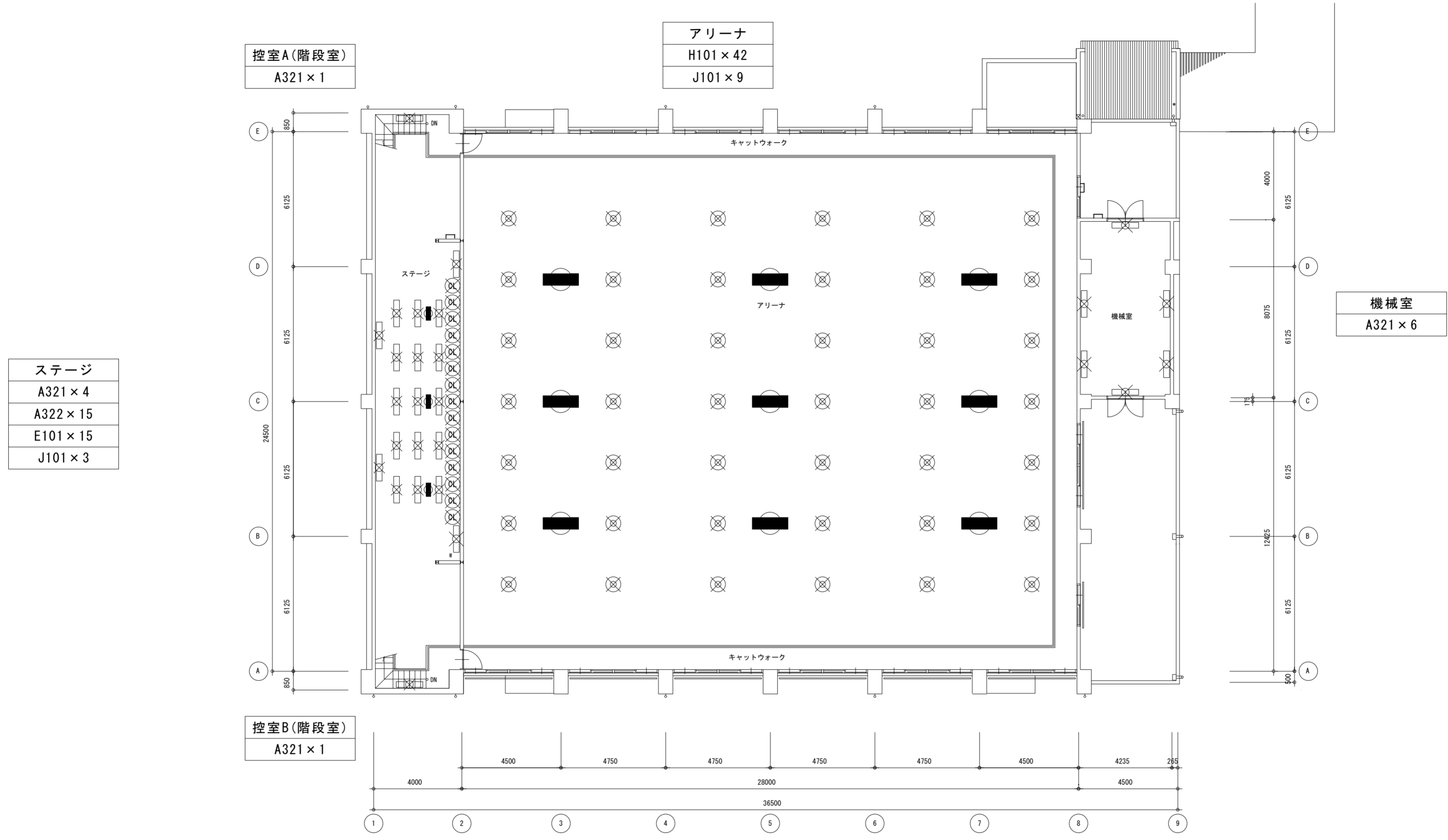
凡例	種類	数量
	A101 FL10W×1直付	3
	A161 FHF16W×1直付	3
	A162 FHF16W×2直付	3
	A201 FL20W×1直付	2
	A321 FHF32W×1直付	1 3
	D101 タウンライト	4
	I101 スクエアライト(FHT)	2
	J101 LED電球	6
	K101 誘導灯(LED)	5

- 注記
1. × は、既設の撤去処分を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。

凡例	数量
(A30)	2
(B23G)	3
(B37)	1
(B48)	6
(H)	2
(I32)	4
(M20)	2
(N13)	3
(P)	4
(Q)	2



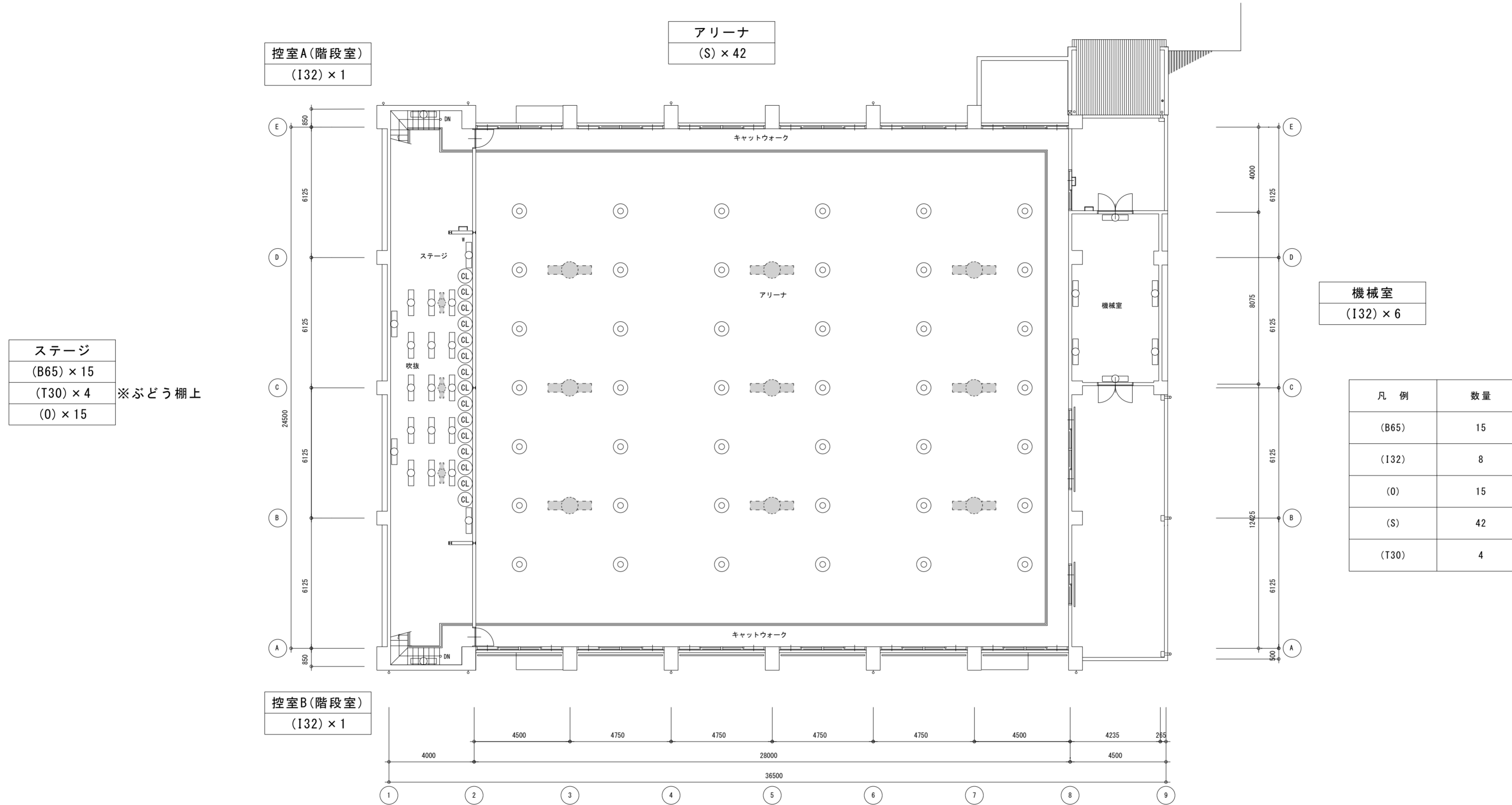
- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。



2階平面図(撤去図) S=1/150

凡例	種類	数量
○	A321 FHF32W×1直付	12
○	A322 FHF32W×2直付	15
⊙	E101 シーリングライト	15
⊙	H101 H I D 灯	42
■	J101 LED電球	12

- 注記
1. × は、既設の撤去処分を示す。
  2. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  3. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。



2階平面図(改修図) S=1/150

- 注記
1. 点線+塗潰し表記の照明器具は、現状維持使用を示す。
  2. 実線表記の照明器具は、新設照明を示す。
  3. 特記なき配線及び配線器具は既設を流用する。
  4. 位置ボックス及び支持金具は既設を流用する。
  5. 落下防止工事がされていない、または改修の結果支持不足となる照明器具は落下防止工事を行う。